



週報

2015~2016 年度 RI 会長 K.R. ラビンドラン
RI のテーマ 『世界へのプレゼントになろう』
第 2570 地区 ガバナー 高柳 育行

国際ロータリー
第 2570 地区

狭山中央ロータリークラブ

〔例会場〕 狭山東武サロン 〒350-1305 狭山市入間川 3-6-14 TEL 04-2954-2511
〔事務所〕 〒350-1305 狭山市入間川 1-24-48 TEL 04-2952-2277 FAX 04-2952-2366
<http://www1.s-cat.ne.jp/schuohrc/E> - mail:schuohrc@pl.s-cat.ne.jp
会長 江原伸夫 会長エレクト 佐藤圭司 副会長 浜野貴子 幹事 小島美恵子

〔第 3 グループ内の例会日〕 狭山(金)、新狭山(月)、入間(木)、入間南(火)、飯能(水)、日高(火)、狭山中央(火)
所沢(火)、新所沢(火)、所沢西(火)、所沢東(木)、所沢中央(月)

第 1056 回(9 月 29 日)例会の記録

点 鐘 江原伸夫会長
合 唱 手に手つないで
第 2 副 S A A 園部君 田端君
ビジター 米山奨学生 趙恩恵さん

※出席報告

会員数	出席者数	出席率	前回修正
36名	28名	73.52%	80.00%

パスト会長の時間

小澤泰衛パスト会長



古い時代から様々な「文化財や伝統」が伝わっている都市の多く、例えば川越市や秩父市などは、市民や自治体等が協力し合い観光客の誘致を図ることなどを目的に、遺産を活用した様々な行事を開催して、それを街の発展に繋げている。狭山市にも江戸時代から徳川幕府が崩壊するまでの間、日本有数の豪商「綿貫家」が存続していたが、その遺産は徳林寺に墓石が残っている程度で記録の大半が残されていないため、その経歴や規模は勿論、現在ではその存在さえも知らない人々が多数存在している。また、自治体も七夕祭りを除き、このような歴史上の遺産を観光客誘致などに利活用する意識もなく位置付けもしていない。

狭山市は「入間川町誌」などの記述によると、江戸時代は農村的な性格と裏街道の宿場的な性格を持つ村として、明治以降は商工業の発展に伴って都市的な性格を帯びて 1891 年(明治 24 年)入間川町に、更に 1954 年(昭和 29 年)周辺村を合併して市に昇格している。

その素地は、江戸時代は豪商綿貫家の発展・鎌倉街道や川越豊岡道の宿場・入間川を利用した西川材の筏流しの筏宿・赤間川を利用した水車業の発展などに由来しており、明治大正時代は織物業と茶業、昭和以降は商工業の隆盛や工業団地の造成などがあり、これらがこの地域の発展に重要な地歩を占めた。

綿貫家は、僅かに残された資料によると、確証を挙げることはできないが上州新田郡綿貫村から入間川村に移住して水車業を始めたとした様々な農商工業を営み莫大な財産を得た上で、店舗を江戸の神田などに展開し、主として徳川幕府・諸大名・旗本への貸付や扶持米の代金立替えをしたほか、江戸の豪商である茶屋四郎次郎ら多数の商人への融資、職人等に対する米穀の貸与、更には所有土地や蔵を貸付ける不動産業を営むなど、江戸時代を通して金融資本を中心とした商取引により「西の鴻池・東の綿貫」と言われたほど繁栄した豪商であった。しかし、徳川幕府の崩壊と共に最大のお得意先であった武士階級が消滅して封建社会が終焉した。このため封建社会に寄生していた経済基盤が崩壊したが、同家は変化した近代商工業経済社会に対応できないまま没落した。

因みに、江戸時代の綿貫家の広大な入間川屋敷は、狭山市立図書館並びの「謙受堂書店とマンション朝日パリオ」の位置にあって、その母屋や土蔵などは取り壊されているが屋敷内の数寄屋風木造家屋（隠居所や女子・子供が居住）は、謙受堂書店が買い取り修理復元したため現存している。また、農民に執っては年貢に加え「助勤」が度々課せられたことなどの不満が発端となって、1765年（明和2年）及び1866年（慶応6年）の2度関東で農民一揆が発生した。その際には綿貫家の入間川屋敷も「打ちこわし」の被害に遭っている。

この豪商「綿貫家」について、1年以上に亘って調査を続けられた故大野卓三氏が平成4年6月、狭山郷土史として、その「調査結果」を発表された記事があるので23年前の資料ではあるが紹介致したい。なお、文中の和数字はアラビア数字に変換している。

江戸時代最高の金持ちが狭山に！！

「豪商綿貫家の盛衰」

大野卓三 調査

かの有名な名判官大岡越前守に金を貸した人物が入間川に住んでいたという話をご存知でしょうか。その人は江戸時代の最高の金持といわれながら、徳川幕府崩壊と共に無一文になり、朝鮮に渡り死んだという…。

誰もが、興味を持つ話だが、この家について1年余りも調査を続け、370年間におよぶ歴史を「豪商綿貫家の今昔」と題してまとめた私は渾身の力を絞り調べ上げたのである。

今から375年前、庄左衛門は妻のお泉と上州綿貫村から入間川村へ移住して来た。当時、関東管領の足利基氏の屋敷があって人の従来への激しかった当地で米屋を始めた。それは先見の明があった。2人は一生懸命に働き信用を得て、飯能や青梅方面にも米を売り出すようになった。米は大里郡から仕入れ、入間川に水車を備えて精米した。

やがて川越城の家老と懇意になり、侍やその家族に米を白米にして届けるようになった。安くて良い品なので信用を得、2代3代と商売は大きくなっていった。そして商人が金を借りに来るようになり、金貸しを始めた。そのうちに川越城主が幕府の老中になり、彼に金を預けて貧乏大名や旗本

に金を貸してもらうようになった。

10代目孫兵衛清隆の時代が綿貫家の最盛期で、金貸しの他に食品製造や不動産業をやり、大番頭を3人、小番頭を20人置き、各々持ち場を決めて働かせた。例えば、大番頭の小沢には米や食料品、小川には倉庫や織物・家財道具、そして大野には土地というふうに、今の会社と同じ組織作りをして成功した。

私の手元には「慶応三年卯歳卸勘定帳」の複製があり、そこには大岡越前守や諸々の大名、旗本の名が並んでいる。中でも頻出しているのが例の老中、酒井雅楽頭で貸付額も大きく、今の金額にして857億5千万円（注1）、酒井左エ門尉へは148億2千250万円になっている。

大岡越前守は年賦金無利息の残額が1億3千720万円であり、その他3百名に近い貸出額を合計すると、5兆2千496億円余り（注2）あった。入間川本店から神田川支店まで他人の地所を踏まずに行けるほど広大な土地を持っていた。このような財閥がなぜ一朝にして没落したのか。

慶応4年、徳川幕府の崩壊と共に貸金の回収が不能となり、綿貫家も没落したのだが、酒井雅楽頭など幕府の要路は、それを予測して借りまくり、どこかに隠したものと私は思う。

貸した金は取れないが、人から預かった金は払わなくてはと、律義者の16代当主清兵衛徳隆は家、屋敷や家財道具をすべて競売（3回）にして預り金17億余万円を支払ったその後、東京に出て商売したが成功せず、朝鮮に渡って死んだ（66歳）。17代是七（伊七）は日本に戻り、慶応義塾大学の賄い夫をしていた。

私は綿貫家19代当主知二氏（46歳）をやっと探し当て市川市内の白垂2階建の綺麗な家屋を訪ねた。「先祖がそんな金持ちだったとは少しも知らなかった」と当主も母堂みよ氏（76歳）も夫人陽子氏（44歳）もビックリしていた。

この狭山地方の織物や茶の進歩は綿貫計に負うところ大で綿貫家繁栄と共に狭山は発展してきたと申しても過言ではありますまい。

徳川家が崩壊せず今日に至ったなら、綿貫家の豪商振りは眼を見張るものがあり、日本一の財閥にのし上がっていたことだと思います。

有為転変は世の習いとは申せ、すべてが夢のよう
でしかないと私はつくづく考えられました。

平成4年6月

(注1) 酒井雅楽頭への貸付金の利息は、酒井家と
綿貫家が分け合った。

(注2) 貸出額合計5兆2千496億円余は、安政
6年11月当時の1両小判が35万円に相当
するとして換算した金額。

幹事報告

小島幹事

(定例理事会) 次の件が審議・承認されました。

- (1) 10・11月プログラム承認
- (2) ニコニコ発表について
- (3) 青少年奉仕プロジェクト・市内4県立高等学校
クラブ活動用具、支援金不足をフリーマーケ
ット売上金で充当するについて
- (4) ゴルフ委員会 委員長変更について

1. 地区より 第2820地区(茨城)における豪雨
被害の支援についてのお知らせについて
(地区として緊急対応できる基金より100万円
を義援金として送金)
2. 第33回インターアクトクラブ合同奉仕活動開
催のお知らせについて
3. ロータリーの友より「ロータリーの友」英語版
2015-2016年度版のお知らせについて
4. 10月米山月間資料として2014年度事業報告書
5. 第28回全国ローターアクト研修会並びに
第13回アジア太平洋地域ローターアクト会
議登録のご案内について
6. 青少年を育てる狭山市民会議第4回理事会報告
7. 例会変更 新所沢 RC 新狭山 RC
8. 受贈会報 飯能 RC 所沢西 RC 新狭山 RC
入間南 RC
9. 配布物 ロータリー米山記念奨学事業豆辞典

委員会報告

R情報・雑誌

宮野委員長

本当は今月の始めでしたが、用事があり、今日に
なってしまうて申し訳ございません。

【縦書】

p.4の「東日本大震災から伝えたいこと」という
ことで、気仙大工左官伝承館語り部の武藏さんと
いう方の文章が載っております。これを見ると、ま
だまだ大震災の傷跡がかなり残っているなど感じ
ます。まだまだこれから、もしできることがあるの
ならばお手伝いしなければいけないかと思いまし
た。それなのにこの間鬼怒川で家が流されて、非常
に大変だと、日本は一体どうなってしまうのだろ
うと思っております。

【横書】

始めの方は、皆さん読んで頂ければいつものこと
が書かれております。

p.8には「ロータリーの友 創刊の頃」というこ
とで、1976年創刊の頃の対談が載っております。
写真も古く、ロータリーの友が最初に創刊された
ときには皆さんご苦労があったと、そのような話
が載っておりますので、皆さんに読んで頂きたい
と思います。

p.32、先ほどウンへさんからもご紹介があった
ように、今月は「ロータリー米山記念奨学月間」で
す。27日(日)に、記念館もあるのですが、静岡
県三島にある米山梅吉翁のお墓に行ってきました。
毎年必ず米山記念奨学会の学生さん達と一緒に、
研修を兼ねて行っております。昨年までは1泊旅
行だったのですが、今年から予算の関係から日帰
り旅行になりました。

圏央道が新東名と繋がり、今回は混んでいなか
ったため、今まで行くのに3時間30分かかって
いたのが2時間ちょっとでつきました。このため日
帰りでも可能ですので、是非一度行かれると良い
と思います。米山梅吉翁の歴史や使われていた食
器、机等が飾られてありますので、それを見るのも
楽しみの一つかと思えます。

ここで米山月間ですので皆さんにクイズです。
これは私たちが米山記念館で出されたクイズなの
ですが、

①米山記念奨学会は米山梅吉翁の資材を投じて奨学会が作られ、米山梅吉翁の財産が全て使われたと思いますか？

⇒実は米山奨学会は、米山さんが亡くなられてから4~5年後に、東京クラブの方々が皆さんで米山さんを記念してお金を出されて作られたのが始まりだそうです。

②初めての米山奨学生は、どこの国の学生だったでしょうか？

⇒タイの学生が第一号の学生です。

今現在、2570地区は韓国の方が5名、中国の方が5名、ベトナムの方が5名で、これはわざとこのように揃えております。それ以外にドイツの方が1名、マレーシアの方が1名、台湾の方が1名となっております。

米山記念奨学会も、若い外国の方々と触れ合うのに大変すばらしい、そして最近のネットでは、何か中国の若い方々に親日派が増えてきたという記事も読みましたので、それに一役担っているのかと考えております。

花火が打ち上げられますが、花火もちょうど八幡屋さんの4階から良く見え、ベストポジションを確保しておりますので、今の所まだ悩まれている方は、是非参加して頂きたいと思います。

またこの時、寒い中たくさん歩くのではないかという印象があるかと思いますが、歩くのはこの程度で、寒さはこの5~6年5℃~10℃位と、暖冬化しております、そんなに寒くはないと思います。昨年に限っては少し寒かったようですが、あまり寒いという印象は無いと思って良いと思います。少し防寒対策をして頂ければ、対応できるとおもいます。

次の日に回る所はまだ考えていないのですが、軽く1日かけてゆっくりと帰ってこようかと考えております。秩父ロータリーと私達のクラブ、横のつながりですとって計画しておりますので、是非とも参加して頂きたいと思います。

「会員卓話」・・・・・・・・

親睦活動

皆さんこんにちは。

12月3日~4日の秩父1泊旅行について、もう一度ご案内申し上げます。前回申し上げましたが、もう少し細かいところを申し上げたいと思います。

12月3日13時に狭山市の駅からバスを出します。軽く食事をとって頂いて、皆さんで、バスで向かうという形です。

高速道路を使って、休憩をしながら、だいたい2時間位で現地に着くと思います。「秩父農園ホテル」という所に宿泊を致します。

例会と食事は16時45分位を見込んでおります。その後18時頃に会を兼ねて、このホテルは山の上に立っているホテルですので、国道の下の所、お祭りの所までバスを出します。

2次会場を設けておりますが、2次会場は秩父神社の目の前の、八幡屋という和菓子屋を貸し切っております。2階の窓からちょうど秩父神社が見え、歩いてほしい500mくらい、ゆっくり歩いても10分~15分くらいかと思えます。

園部委員長

益子申明会員

平成27年10月からマイナンバー制度が始まります。事業者の皆さんには、従業員などのマイナンバーの取り扱いについて、準備や



注意をして頂きたいことがあるので、しっかり対応して下さい。

マイナンバーについて、簡単に説明致します。マイナンバーは平成27年10月から住民票がある全ての方に順次通知される、12桁の番号です。マイナンバーに使われる12桁の数字は一人一人違い、番号が重複することはありません。国籍が外国にあっても、日本に住民票がある方は対象になります。では、通知されたマイナンバーはどんなことに使われるのかと言いますと、平成28年1月以降、皆さんに関わる3つの行政手続きの場面で必要となります。

1つ目は、年金、医療保険、介護保険、生活保護、

児童手当等、社会保障関連の手続、2つ目は、税務等に提出する申告書や届出書等の書類への記載といった、税務に関する手続き、3つ目は被災者生活再建支援金の支給や被災者台帳の作成等、防災、災害対策に関する手続きです。このように行政を効率化して、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものがマイナンバーです。

マイナンバーは社会保障、税、災害対策の3つの分野で必要となりますが、従業員を雇用している事業者の方たちは、従業員のマイナンバーも取り扱うこととなります。マイナンバーは平成28年1月以降、社会保障、税、災害対策の行政手続きにおいて、順次利用が開始されます。事業者は源泉徴収票等への記載、また証券会社や保険会社等は、法定調書に記載、さらに年金事務所は、厚生年金の最低請求の際にマイナンバーを使用します。そのため事業者は給与の支払いを受ける従業員から、本人や家族のマイナンバーを提供してもらう必要があります。さらに事業者の支払い調書作成対象となる仕事を外注した場合等にも、支払調書を作成するため、外注先からもマイナンバー、もしくは法人番号を提供してもらう必要があります。また、証券会社や保険会社が配当金、支払金等の支払い調書の作成を行う場合にも、支払を受ける方や、取引のある方等のマイナンバーを記載してもらうこととなります。

マイナンバー制度は社会保障や税の手続において、全ての従業員に関係する制度です。平成28年1月からは、社会保障や税に関わる書類にマイナンバーを記載することになるので、手続きが必要となる従業員については、それらの提出時期までに、パートやアルバイトを含め、マイナンバーを順次取得して下さい。またマイナンバーをその内容に含む個人情報である特定個人情報は、適切に管理する必要になることを忘れないで下さい。事業者がマイナンバーを記載することになる書類と、その提出時期について説明致します。平成28年1月からのマイナンバー利用開始により、事業者には税務当局に提出する申告書や法定調書等の作成にあたり、本人および支払を受ける方等のマイナンバーや法人番号を記載することとなります。

また社会保障分野では、健康保険、雇用保険、厚生年金等の手続きで提出する書類に、従業員等のマイナンバーを記載して下さい。

税務関係書類へのマイナンバーの記載が必要になるのは、申告書は平成28年1月1日を含む年分、またはそれ以降に開始する事業年度分から、申請、届出書は、平成28年1月1日以降に提出する書類から、マイナンバーを記載します。なお、健康保険、厚生年金保険に関する資格所得等の各種届出書については、平成29年1月からマイナンバーの記載が始まります。

マイナンバー導入にあたって、税や保険に関する書類には様式が変わるものがあるので、注意して下さい。給与所得の源泉徴収票を例に挙げると、マイナンバー導入後は、支払を受ける方のマイナンバー、そして控除対象配偶者及び扶養親族の氏名及びマイナンバー、さらに支払者のマイナンバー、もしくは法人番号を記載する欄が設けられ、用紙サイズも従来のA6サイズからA5サイズに変わります。この他に雇用保険や健康保険等、社会保障関連の書類でも、変更を予定しているものがあるので要注意です。

事業者がマイナンバーを取扱う場合の注意点を4つ説明致します。

1.取得

マイナンバーは法律で明記された場合以外では提供を求めたり、利用することは禁止されています。マイナンバーを従業員から取得する際、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。取得する際は、法律で認められた利用目的を特定し、通知、または公表する必要があります。複数の目的で利用する場合、まとめて目的を提示できますが、あとから目的を追加することはできません。その場合は改めて利用目的を通知、公表するか、当初の利用目的と相当の関連性を有すると、合理的に認められる場合は、利用目的を変更して通知、公表して下さい。またマイナンバーのみでの本人確認は、他人のなりすまし等の恐れもあるため認められません。番号を確認することは勿論、その正しい持ち主であることを確認する身元確認が必要です。代理人による手続においては、代理権の確認、さらに代理人の身元確認、本人の番号確認を行う必要があります。

ます。従業員が扶養親族のマイナンバーを記載した書類を事業者へ提出する場合、従業員が扶養親族の本人確認をすることになります。

マイナンバーを取得する際の本人確認では、マイナンバーの確認と身元の確認を行ってください。従業員が個人番号カードを持っている場合には、カードに顔写真が掲載されておりますので、番号確認と身元確認が個人番号カードのみで行えます。また個人カードを持っていない従業員について、平成 27 年 10 月から郵送される通知カードによる番号確認に加え、顔写真が掲載されている運転免許証やパスポート等をあわせて提示してもらうことに、身元確認を行ってください。但し雇用の際に、住民票の写しなどで身元を確認し、本人であることが明らかである場合には、身元確認は事実上省略をすることができます。

2.利用・提供

マイナンバーには利用、提供、収集に関する制限があります。マイナンバーの利用範囲は、社会保障、税、災害対策に限定されているため、法律で認められた場合を除き、マイナンバーの提供をも求めることはできません。給与の源泉徴収票の作成事務の場合、従業員は本人及び扶養親族のマイナンバーを事業者へ提出します。その際、従業員から事業者へ、事業者から税務署へと、マイナンバーが提供されることとなりますが、法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバー及び特定個人情報の提供をすることはできません。また特定個人情報の収集に関しても、法律で限定的に認められた場合を除き、収集することはできません。他人のマイナンバーをメモしたり、プリントアウトやコピーをすることが収集にあたり、マイナンバーを見ただけでは収集とはみなされません。マイナンバーを安心、安全に使うためには、取扱いの制限を設けることも必要なことです。

3.保管・廃棄

マイナンバー及び特定個人情報は法律で限定的に明記された場合を除いて保管することはできません。ただし法律で限定的に明記された事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。また、マイナンバーが記載された書類などのうち、法令によって一定期間保存が義務付けら

れているものは、その期間保管することとなります。一方、手続のための書類作成事務を行う必要がなくなり、所管法令で定められた保存期間を過ぎた場合、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄、または削除しなければなりません。

その年ごとや年度ごとにマイナンバーをファイリングしたりして保管することが大切、そして保管期間を過ぎて不要になったマイナンバーは、廃棄、削除するなどしっかり管理しなければなりません。間違いをおこさないためにも、マイナンバーの保管の仕組みを考えておくともよいかもしれません。

4.安全管理措置

事業者は、特定個人情報を漏えいしたり紛失したりしないため、必要、かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。事務取扱担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないように、組織的、また人的な安全管理措置をしたり、さらに鍵のついた棚を用意する等の物理的、技術的な安全管理措置を講じる等、事業の特性や事業者の規模に合わせて適切に対応して下さい。この 4 つのポイントはどれも大切なことなので、きちんと覚えておいてください。

特に安全管理措置について、実際にどう対応すればよいか、見ていきます。

マイナンバーの適切な安全管理措置には組織としての対応が必要となります。まず安全管理等に関する基本方針を定めることが重要です。この基本方針の策定は義務付けられてはいませんが、従業員への周知や研修を行いやすくなるというメリットがあります。また、税や社会保障の事務で、特定個人情報を取り扱う場合のマニュアルや事務フロー等の手順を示した文書を従業員が参照できるようにします。これを取扱い規定等の策定と言います。事務取扱担当者を明確にして、担当者以外がマイナンバーを取り扱うことがないようにしたり、従業員の監督、教育も不可欠です。これらをそれぞれ、組織的安全管理措置、人的安全管理措置と言います。さらに壁、またはパーテーションの設置や、のぞき見されないよう座席配置を工夫したり、鍵のついたキャビネットに書類を保管する等、事務取扱担当者以外の方が特定個人情報を取り扱うことができないよう、検討して下さい。

特定個人情報を取扱うパソコンにアクセス制御を行うために、パスワード等を設定したり、ウィルス対策ソフトを導入し、常に最新の状態にアップデートして、外部からの不正アクセス等を防止しておくことも必要です。これらをそれぞれ、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置と言います。既に情報漏えい等の防止対策をしている事業者も多いと思いますが、マイナンバーの取り扱いには個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。マイナンバーを守ることもそうですが、こういったことは事業者と従業員の信頼関係にもつながってくることなので、もう一度対策の見直しと点検をしてみてください。

マイナンバーの他に、法人には法人番号が指定されます。株式会社等の設立登記法人の他、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体に13桁の法人番号が指定されます。1法人に1つの番号が指定され、法人の支店、事業所や個人事業者には指定されません。

平成27年10月から法人の皆さまには法人番号等を記載した通知書を登記上の所在地へお届けします。株式会社が本店所在地の登記の変更手続きを行っていない場合には、変更前の本店所在地に通知書が送付されてしまいますので、ご注意ください。法人番号を指定した、法人や団体の名称、所在地、法人番号の3つの情報は、インターネットを通じて公表されます。法人番号はマイナンバーと異なり、その利用範囲には制約がありませんので、どなたでも自由に利用する事ができます。法人番号はインターネットから確認でき、自由に使うこともできます。そして法人番号を活用するメリットについては、**わかる、つながる、広がる**、という3つのキャッチフレーズを使って良い表すことができるのです。

一つ一つ説明をしていくと、「わかる」とは法人番号により、企業など、法人の名称、所在地がわかることを表します。法人番号の検索により、その法人の最新の名称、所在地情報が容易に入手でき、取引先情報の登録や更新作業の効率化につながります。

「つながる」とは、法人番号を軸に、企業等の法人同士がつながることを表しています。具体的に

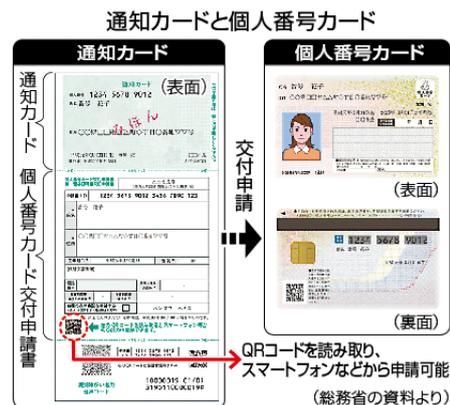
は、複数の部署、またはグループ会社において、異なるコードで管理されている取引先情報に法人番号を追加することで、取引先情報の集約や名寄せ作業の効率化が期待されます。

「広がる」とは、法人番号を活用した新たなサービスが広がることを表しています。今後各行政機関の間で、法人番号を活用した情報連携が図られ、行政手続きでワンストップ化が実現すれば、企業側の負担が軽減されたり、民間においても法人番号を活用して企業情報を共有する基盤が整備されれば、企業間取引における添付書類の削減等、事務効率化につながる他、国民の皆さんに対しても有用な企業情報の提供が可能になると考えられます。

「わかる・つながる・広がる」法人番号で、行政の効率化や公平性、公正性の向上、企業の事務負担軽減だけではなく、新しい価値が作り出されます。

マイナンバー準備スケジュールについて、マイナンバーの取得から廃棄までの流れを踏まえ、必要な準備を行ってください。スケジュールは皆さんのお手元に配りました資料に書かれております。改正案が出ておりまして、既に可決をされておりますが、基本的には年金には使用しないということと、匿名化の加工情報といって、電話番号のように0429といったこの誰だかわかり易いナンバーを付けない、加虐性のない数字にするということだそうです。預金に関しても、平成30年、予防接種と共に使われることが決まっておりますが、預金の方はまだ義務化がされておられませんので、それから約3年後に義務化を進めているという情報が最新です。

皆さん仕事で最初に使われるのは、1月以降辞めた方に対して使われるのですが、年末調整の時に一番大変なのではないかと思われます。



ニコニコボックス

江原君 小澤パスト会長、本日はパスト会長の時間宜しくお願い致します。益子 SAA、会員卓話を宜しくお願い致します。お二人のお話しを以前より楽しみにしておりました。

小島君 小澤パスト会長、会長の時間、会員卓話の益子会員楽しみにしておりました。宜しくお願い致します。

浜野君 小澤パスト会長、会長の時間宜しくお願い致します。益子会員、本日はマイナンバーについての卓話宜しくお願い致します、勉強させていただきます。

稲見君 益子 SAA、今日は勉強させていただきます。

奥富君 益子さん今日は卓話宜しくお願いします。

佐々木君 仕事の都合で1時くらいに失礼させていただきます。益子さんの卓話が聞けなくて残念です。

清水君 小澤パスト会長の時間、益子 SAA の会員卓話楽しみにしております。

次の例会 第2副 SAA 田中(八)君 若松君
10月13日(火) 12:30~13:30
国際ロータリー第2570地区
第3グループ ガバナー補佐公式訪問 吉田譲二様(入間南 RC)